

釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(第7期)について

1 計画策定の趣旨

湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。)に基づき湖沼の水質の保全を図るため、湖沼の水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画(以下「湖沼水質保全計画」という。)を定める。

現行の第6期釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画(平成25年3月策定。以下「計画」という。)の計画期間が令和3年度で終了することから、令和4年度を始期とする第7期計画を策定する。

(経緯)

昭和47年	CODの環境基準AA類型に指定(環境基本法)
昭和50年代	釜房ダムを水源とする水道水に異臭味障害が継続して発生
昭和62年	湖沼法に基づく指定湖沼に指定(湖沼法第3条) 第1期計画策定(湖沼法第4条)
平成24年度	第6期計画策定(令和3年度までの10年間)

2 第7期計画策定事業の概要

(1) 第6期計画の評価・検証(計画の概要:審②-2)

- ・ 第6期計画の負荷削減効果の検証
- ・ 現況流入負荷量の算定
- ・ 水質変動実態の把握

(2) 第7期計画の策定に向けた検討

- ・ 負荷削減対策の検討
- ・ 将来の流入負荷量の算定
- ・ 水質改善効果の予測
- ・ 水質目標の検討
- ・ 補助指標等の設定

(3) 第7期計画の策定

- ・ 上記(1)、(2)を踏まえ、第7期計画を策定
- ・ 計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間

3 スケジュール

時期	内容
令和3年度	
11月	○環境審議会 諮問(水質汚濁防止法第21条) ・ 環境審議会水質専門委員会議(以下「水質専門委員会議」という。)付託
令和4年1月	○水質専門委員会議(第1回) 調査 ・ 第6期計画 報告・評価 ・ 第7期計画 骨子案審議
令和4年度	
5月～11月	○水質専門委員会議 調査(計4回) ・ 第7期計画(案) 審議 ○環境審議会 中間報告(8月頃予定)
12月	○環境審議会 答申(水質汚濁防止法第21条)
12月～1月	関係町長 意見照会(湖沼法第4条第5項) 河川管理者(国土交通大臣) 協議(湖沼法第4条第5項) 環境大臣 協議(湖沼法第4条第5項)
令和5年3月	○第7期計画 策定(湖沼法第4条第7項)